

## 『最新段階式日商簿記検定問題集 2級商業簿記 三訂版』

## 補遺

## &lt;はじめに&gt;

2019年4月より日商簿記検定試験の出題範囲が変更となり、3級の範囲が大幅に変更されます。これに伴い、2級の出題範囲にも一部改定が行われますので、変更された項目を中心に「補遺」としてまとめました。

本冊子は、変更された出題項目を一覧表にまとめ、7つに分類して整理しています。日商簿記検定2級の学習を始めるにあたり、変更のあった項目につきましては、問題集共に、本冊子も参考に学習を進めてください。

なお、日商簿記検定では、下位級の出題範囲は上位級に含まれることとなっています。従って、新たに3級の範囲となった項目、及び2級から3級に出題範囲が変更された項目につきましては、内容をご確認いただくことをお勧めします。

最後に、「最新段階式日商簿記検定問題集」で学習される皆様の合格を、心より祈念しております。

## もくじ

出題範囲が変更された項目一覧表	2
【1】新たに2級の出題範囲となった項目	4
【2】新たに3級の出題範囲となった項目	4
【3】3級から2級の出題範囲となった項目	5
【4】2級から3級の出題範囲となった項目	5
【5】3級から1級の出題範囲となった項目	6
【6】出題範囲から削除された項目	6
【7】勘定科目が変更されたもの	7
変更項目と問題集との対応表	8

## 出題範囲が変更された項目一覧表

- ：当該級の出題範囲になった項目
- △：下位級の出題範囲になったが、当該級で出題の可能性のある項目
- ×：当該級の出題範囲から除かれた項目
- ☞：本冊子の解説を参照

【1】新たに2級の出題範囲となった項目	3級	2級	1級
①債権の譲渡 ☞		●	
【2】新たに3級の出題範囲となった項目	3級	2級	1級
①預貯金（複数口座の管理） ☞	●	△	
②当座借越の振替 ☞	●	△	
③差入保証金 ☞	●	△	
④法定福利費 ☞	●	△	
⑤諸会費 ☞	●	△	
⑥役員貸付金・役員借入金 ☞	●	△	
⑦固定資産台帳 ☞	●	△	
⑧決算後残高試算表	●	△	
【3】3級から2級の出題範囲となった項目	3級	2級	1級
①手形の裏書譲渡・割引 ☞	×	→ ●	
②減価償却費の記帳方法（直接法） ☞	×	→ ●	
③有価証券の売買	×	→ ●	
④受取配当金	×	→ ●	
⑤有価証券利息	×	→ ●	
【4】2級から3級の出題範囲となった項目	3級	2級	1級
①電子記録債権・電子記録債務 ☞	●	← △	
②クレジット売掛金 ☞	●	← △	
③消費税（税抜方式） ☞	●	← △	
④貯蔵品 ☞	●	← △	
⑤株式の発行（設立・増資）	●	← △	
⑥純損益の繰越利益剰余金勘定への振替	●	← △	
⑦剰余金の配当、利益準備金の設定	●	← △	
⑧法人税、住民税及び事業税	●	← △	
⑨月次決算（減価償却費の月末計上） ☞	●	← △	
【5】3級から1級の出題範囲となった項目	3級	2級	1級
①自社発行の商品券 ☞	×	→ ×	→ ●

【6】 出題範囲から削除された項目		3級	2級	1級
①仕入値引・売上値引	☞	×	×	×
②個人商店に関する出題（資本金、引出金）	☞	×	×	×
③繰越試算表	☞	×	×	×
④6桁精算表		×	×	×
⑤消耗品購入時に資産計上する方法	☞	×	×	×
【7】 勘定科目が変更されたもの		変更前	変更後	
①福利厚生費勘定の追加	(2級)	×	→福利厚生費	
②保守費勘定の追加	(2級)	×	→保守費	
③他社発行商品券の勘定科目変更	(3級)	☞	他店商品券 → 受取商品券	
④当座借越に係る勘定科目の変更	(3級)	☞	当座借越 → 当座預金	
⑤貸倒償却勘定の削除	(3級)	☞	貸倒償却 → 貸倒引当金繰入 → 貸倒損失	

## 【1】新たに2級の出題範囲となった項目

### ①債権の譲渡

実務における資金調達手段の多様化を踏まえ、債権の売却による資金の調達取引が新たに出題範囲となりました。処理方法には、(i) 売買取引処理を行う場合と(ii) 金融取引処理を行う場合がありますが、2級では簡易な取引に限定され、(i) 売買取引処理のみが出題される予定です。

<例> 売掛金¥500,000 を¥480,000 で売却し、代金は普通預金口座へ振り込まれた。

(借) 普通預金	480,000	(貸) 売掛金	500,000
債権売却損	20,000		

## 【2】新たに3級の出題範囲となった項目

### ①預貯金（複数口座の管理）

実務においては、普通預金口座や当座預金口座を複数開設し、管理のため口座種別や銀行名などを勘定科目として設定することがあります。

<例> 当社では、A銀行とB銀行に普通預金口座を開設している。また、銀行口座について口座種別と銀行名を組み合わせた勘定科目を使用している。

(1) 売掛金¥500,000 について、得意先よりA銀行普通預金口座へ振り込まれた。

(借) 普通預金A銀行	500,000	(貸) 売掛金	500,000
-------------	---------	---------	---------

(2) A銀行の普通預金口座から、B銀行の普通預金口座へ¥300,000 を振り込みにより移動した。また、振込手数料として¥500 が引き落とされた。

(借) 普通預金B銀行	300,000	(貸) 普通預金A銀行	300,000
支払手数料	500		

### ②当座借越の振替

実務では、期中における当座借越の記帳は、当座借越勘定を設定せず、当座預金勘定の貸方残高として処理しておき、決算時にまとめて当座借越勘定や借入金勘定などの負債の勘定に振り替えるのが一般的です。このことから、期中においては当座借越勘定を使用せず、当座預金勘定で処理する方法が出題範囲となりました。

また、決算時に、決算整理として当座借越額を当座借越勘定や借入金勘定などの負債の勘定へ振り替える処理も、新たに出題範囲となりました。

<例> 決算において当座預金勘定の残高が¥100,000(貸方)となっているが、これは全額が当座借越によるものであるため、適切な勘定へ振り替える。

(借) 当座預金	100,000	(貸) 当座借越	100,000
----------	---------	----------	---------

### ③差入保証金

小規模の会社においても、不動産の賃借契約における敷金など、保証金を差し入れることがあることから、新たに3級の出題範囲となりました。

<例> 店舗用にマンションの1室を賃借するにあたり、敷金¥360,000 不動産会社への手数料¥180,000、1か月分の家賃¥180,000 を普通預金口座から振り込んだ。

(借) 差入保証金	360,000	(貸) 普通預金	720,000
支払手数料	180,000		
支払家賃	180,000		

#### ④法定福利費

従業員に対する社会保険料は、従業員と会社で2分の1ずつ負担します。給料を支払うさいに、社会保険料の従業員負担分を差し引き、これを社会保険料預り金勘定で処理します。これに対して、会社負担分を処理する勘定科目が法定福利費勘定です。

<例>

(1) 給料¥500,000 について、従業員負担の健康保険料¥20,000 及び厚生年金保険料¥30,000 を控除した残額を普通預金口座から振り込んだ。

(借) 給料	500,000	(貸) 社会保険料預り金	50,000
		普通預金	450,000

(2) 健康保険料及び厚生年金保険料について、(1)の従業員負担額に企業負担額(従業員負担額と同額)を加えて普通預金口座から振り込んだ。

(借) 社会保険料預り金	50,000	(貸) 普通預金	100,000
法定福利費	50,000		

#### ⑤諸会費

地域の商工業の改善・発展を目的として、一定地区内の商工業者によって組織される団体に所属し、この所属団体に会費を支払うことがあります。諸会費勘定は、このような会費を支払ったときに処理する勘定科目です。新たに出題範囲となりました。

#### ⑥役員貸付金・役員借入金

役員に対する貸付金及び借入金は、取引先に対する貸付金や借入金とは区別するために、役員貸付金勘定又は役員借入金勘定で処理します。新たに勘定科目が追加されました。

#### ⑦固定資産台帳

固定資産台帳は、財産管理や減価償却費計算を行う上で重要な補助簿であることから、新たに3級の範囲に追加されました。2級では、無形固定資産等も含まれた形式で出題される可能性があります。

### 【3】3級から2級の出題範囲となった項目

#### ①手形の裏書譲渡・割引

実務における資金調達手段の多様化を踏まえつつ、債権の売却による資金調達を一括して2級から扱うこととするため、3級から2級の範囲になりました。

#### ②減価償却費の記帳方法(直接法)

直接法は、減価償却費を計上する際、直接に帳簿価額を減額させる方法です。有形固定資産については、財産管理や財務諸表作成目的から、取得原価と減価償却累計額を別の勘定で処理する間接法が望ましいとされています。

従って、2級の出題範囲の直接法は、主として無形固定資産の記帳方法を問う出題が考えられます。

### 【4】2級から3級の出題範囲となった項目

#### ①電子記録債権・電子記録債務

利便性や印紙税が不要となることなどの理由から、今後も多くの利用が見込まれるため、2級から3級の出題範囲に変更されました。

#### ②クレジット売掛金

小規模の会社においてもクレジットカード決済が導入されていることから、2級から3級の出題範

囲に変更となりました。

### ③消費税（税抜方式）

消費税は、企業規模に関わらず必然的に生じるものであり、3級学習者にとっても重要項目であることから、2級から3級の出題範囲に変更されました。

なお、3級では「税抜方式」に限定されていることから、2級においては「税込方式」による学習が引き続き必要となります。

### ④貯蔵品

小規模の会社においても、郵便切手や収入印紙など換金性の高い資産は、財産管理や税務申告を目的として厳密には資産計上を行うことがあることから、2級から3級の出題範囲に変更されました。

<例>

(1) 収入印紙¥20,000を購入し、代金は現金で支払った。

(借) 租 税 公 課 20,000 (貸) 現 金 20,000

(2) 決算にあたり、未消費の収入印紙が¥7,000あった。

(借) 貯 蔵 品 7,000 (貸) 租 税 公 課 7,000

(3) 期首において、未消費の収入印紙¥7,000を、適切な費用勘定へ再振替の仕訳を行った。

(借) 租 税 公 課 7,000 (貸) 貯 蔵 品 7,000

### ⑨月次決算（減価償却費の月末計上）

小規模の会社においても、適時業績を把握するため月次決算を行っていることから、3級の範囲となりました。ただし、3級の出題が減価償却費の月末計上に限定されていることから、減価償却費以外の項目については、2級の出題として問われることが考えられます。

## 【5】3級から1級の出題範囲となった項目

### ①自社発行の商品券

実務において、自社発行の商品券は、その取扱いが信用力の高い特定の企業や百貨店に限られていることから、3級から1級の出題範囲に変更されました。なお、1級においても、自社発行の商品券に関する出題は、当面の間、見送るようです。

## 【6】出題範囲から削除された項目

### ①仕入値引・売上値引

簿記においては、商品売買の値引という用語は、商品の不良などが事後に発見された場合に、当初の売買代金の引き下げを示すものと扱われてきました。しかし、一般的には、商品の不良などが発見された場合には、返品や良品との交換が行われることから、出題範囲から除外されました。

### ②個人商店に関する出題（資本金、引出金）

3級の出題範囲が、個人商店を前提とした出題から、小規模な株式会社を前提とした出題に改訂されたため、個人商店における資本金や引出金等の処理が出題範囲から除外されることになりました。

### ③繰越試算表

繰越試算表は、決算整理仕訳及び決算振替仕訳後の残高一致を確認するとともに、貸借対照表を作成するための資料として作成されていました。しかし、会計システムを利用した今日の実務においては、繰越試算表を作成する必要性が乏しくなった上に、貸借対照表も決算整理後の残高試算表から作成するのが一般的になった理由から、繰越試算表が出題範囲から除外されました。

## ⑤消耗品購入時に資産計上する方法

これまで3級では、消耗品を購入した際に、資産計上する方法と費用計上する方法が出題されてきました。しかし、実務では、毎期経常的に購入して消費する消耗品は購入時に費用処理し、期末に消耗品が残っていたとしても資産へ振り替えないのが一般的です。そこで、全ての級から一般的な消耗品は購入時に費用処理し、期末に資産計上しない方法に限定して出題することになりました。

## 【7】勘定科目が変更されたもの

### ②保守費勘定の追加 (2級)

備品や機械などのメンテナンス料を支払ったときに処理する勘定科目として、新たに「保守費」勘定が追加されました。

### ③他社発行商品券の勘定科目変更 (3級)

他社発行の商品券に係る勘定科目が、「他店商品券」から「受取商品券」に変更されました。

### ④当座借越に係る勘定科目の変更 (3級)

当座借越に関する期中の処理が、当座借越勘定を用いずに当座預金勘定のままで処理する方法に変更されました。

ただし、決算時に、当座預金勘定の貸方の残高を当座借越などの負債の勘定に振り替える処理を行います。この処理も3級の出題範囲です。

### ⑤貸倒償却勘定の削除 (3級)

「貸倒償却」勘定が、標準・許容勘定科目表から削除されました。これにより、貸倒引当金繰入時の処理は「貸倒引当金繰入」勘定を、また当期に生じた売掛金などが貸し倒れた際の処理には「貸倒損失」勘定を使用する方法に一本化されます。全商簿記検定の学習を経験した方などは注意が必要です。

## 変更項目と問題集との対応表

※改定に影響のある箇所のみ抜粋しています。

また、「【0】①」は本冊子内の項目（p. 2～3の一覧表、p. 4～7の解説）に対応しています。

項 目	ページ	改定内容
<b>●現金・預金</b>		
1 現金過不足・銀行勘定調整表	4	・預貯金の複数口座の管理が3級の出題範囲に → 【2】① ・当座借越の振替が3級の出題範囲に → 【2】②【7】④
<b>●売掛金</b>		
2 クレジット売掛金	10	・3級の出題範囲に → 【4】②
<b>●手形取引と電子記録債権</b>		
3 手形の不渡り・裏書き・割引	12	・手形の裏書譲渡・割引は2級の出題範囲に → 【3】① ・債権の譲渡が2級の出題範囲に → 【1】①
5 電子記録債権・電子記録債務	21	・3級の出題範囲に → 【4】①
<b>●有価証券</b>		
6 有価証券の売買・端数利息	24	・有価証券の売買に関する処理が2級の出題範囲に → 【3】③・⑤
<b>●商品</b>		
7 割引・割戻	30	・仕入値引・売上値引が出題範囲外に → 【6】①
<b>●株式会社会計</b>		
17 株式会社の純資産・株式の発行・増資	66	・利益剰余金のうち利益準備金、その他利益剰余金については 3級の出題範囲に → 【4】⑤
<b>●無形固定資産と投資その他の資産</b>		
19 無形固定資産	73	・ソフトウェアの出題内容が明確化 → 問題集に掲載済み ・固定資産台帳が3級の出題範囲に → 【2】⑦
<b>●剰余金の配当など</b>		
21 剰余金の配当・処分	84	・3級の出題範囲に → 【4】⑥・⑦
<b>●株式会社の税金</b>		
29 株式会社の税金	107	・法人税・住民税及び事業税が3級の出題範囲に → 【4】⑧ ・消費税（税抜方式）が3級の出題範囲に → 【4】③
<b>●決算</b>		
31 決算整理・精算表	122	・減価償却費の直接法が2級の出題範囲に → 【3】②
<b>☆その他全体に関わる内容</b>		
		・繰越試算表が出題範囲外に → 【6】③ ・勘定科目の変更 → 【7】①～⑤